

令和7年2月12日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契121
- (2) 契約件名 大阪大学未来基金の渉外活動に対するアドバイザー及び支援業務 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 受託期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- (4) 業務の場所 大阪大学新基金室 (仮称) 他本学が指定する場所

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学本部事務機構2階
国立大学法人大阪大学 財務部契約課契約総括係
電話 06-6105-6492
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年2月19日 17時15分

5. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。
- (4) 見積書提出時に仕様書6. にかかる本請負の体制図 (従事する者の資格または経歴を明記すること) を提出すること。

見 積 書

調達番号： 財契121

調達件名： 大阪大学未来基金の渉外活動に対するアドバイザー及び支援業務 一式

見 積 金 額 円

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

業務委託契約書(案)

業務の表示 大阪大学未来基金の渉外活動に対するアドバイザー及び支援業務 一式

業務代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

委託者 国立大学法人大阪大学理事 福田 祐一 と 受託者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 受託者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第 2 条 受託者は、業務を行う上で知り得た委託者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第 3 条 受託者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第 4 条 業務の場所は、大阪大学新基金室（仮称）他本学が指定する場所において、これを行うものとする。

第 5 条 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 7 条 受託者は委託者に対し、完了通知書を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約総括係に送付する方法で交付するものとする。

第 8 条 請負代金は、以下のとおり年 4 回（第 1 期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日、第 2 期：令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日、第 3 期：令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日、第 4 期：令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）払いとし、業務の完了確認後、各期の最終月の翌々月末まで支払うものとする。

第 1 期 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

第 2 期 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

第 3 期 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

第 4 期 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

第 9 条 契約保証金は免除する。

第 10 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第 11 条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、委託者所在地の所轄裁判所の裁判により、これを解決するものとする。

第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため委託者及び受託者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

委託者

吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 福田 祐一

受託者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、委託者から業務を請け負った者（以下「受託者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに委託者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受託者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、委託者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 委託者は、受託者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。